

戸籍のコンピュータ化に伴う変更について

千葉市では、平成26年1月11日から、戸籍事務をコンピュータ化します。これに伴い、氏名の文字や証明書の書式などが変更になるほか、各種戸籍届出から証明書発行までの時間が短縮されます。

なお、窓口での証明書交付などのお取り扱いは、平成26年1月14日から開始いたします。

<主な変更点>

1 氏名の文字について

戸籍の氏名に使われる文字を、原則「常用漢字、人名用漢字等の漢和辞典」などに掲載されている文字で記載します。

対象の方には、お知らせを平成25年12月6日以降に順次お送りしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

<対応する文字の事例>

現在戸籍に記載されている文字	博	藏	藤	善
電算化後に記載される文字	博	藏	藤	善

2 本籍・住所の表示について

本籍・住所の地番の表示に「の」が含まれている場合は、「の」を削ります。

【例】千葉県千葉市中央区中央港一丁目1番地の1 → 千葉県千葉市中央区中央港一丁目1番地1

<証明書の名称や書式の変更>

戸籍がコンピュータ化されることで、以下のとおりに名称、書式等が変更されます。

変更になること	変更前	変更後
証明書の名称	戸籍謄本	戸籍全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍個人事項証明書
書式	B4横長、B5縦長	A4縦長
本籍の表示 出生、婚姻などの 記載事項	縦書き	横書き
	漢数字	算用数字
	文章体	箇条書き

これからの戸籍の全部事項証明書

(1の1) 全部事項証明	
本籍	千葉県千葉市中央区中央三丁目18番
氏名	千葉 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成26年1月11日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 千葉十郎 【母】 千葉富子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 千葉県千葉市 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 富士花子 【従前戸籍】 千葉県千葉市中央区中央三丁目18番 千葉十郎
戸籍に記録されている者	【名】 花子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士梅子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 東京都富士区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 千葉太郎 【従前戸籍】 東京都富士区中央100番地 富士次郎

従来の戸籍謄本

次郎戸籍から入籍		昭和四拾年参月参日東京都富士区で出生同月拾日父届出入籍	平成元年八月参拾日千葉太郎と婚姻届出東京都富士区中央百番地富士	昭和参拾八年四月式日千葉市で出生同月八日父届出入籍	平成元年八月参拾日富士花子と婚姻届出千葉市中央区中央三丁目拾八番千葉十郎戸籍から入籍	昭和参拾八年四月式日	千葉市中央区中央三丁目拾八番	氏名	千葉太郎
出生	妻	母	父	出生	夫	母	父	氏名	千葉太郎
昭和四拾年参月参日	花子	梅子	次郎	昭和参拾八年四月式日	太郎	富子	十郎	千葉太郎	
	女	長			男	長			

見本

見本

戸籍のコンピュータ化（電算化） Q & A

Q1 なぜ氏名の文字が変更になるのですか。

A1 法務省からの通知により、コンピュータ化後の戸籍の氏または名の文字は、常用漢字・人名用漢字などの漢和辞典等に掲載されている文字で記載することになっています。

Q2 氏名の文字が変更になった場合、住民票の文字の変更手続きが必要ですか。

A2 戸籍のコンピュータ化に伴い、住民票の文字も併せて変更するため、お手続きは必要ありません。

Q3 今までの戸籍謄（抄）本が欲しいのですが。

A3 平成改製原戸籍として150年間保存されるため、取得できます。

Q4 戸籍の附票はコンピュータ化の対象ですか。

A4 戸籍の附票もコンピュータ化します。

※原則、戸籍の附票は5年保存になります。コンピュータ化前の戸籍の附票が必要な方は、ご注意ください。

Q5 戸籍全部（個人）事項証明書の手数料はいくらですか。

A5 今までの戸籍謄（抄）本と同様の1通450円になります。

※平成改製原戸籍は1通750円になります。

Q6 取扱窓口はどこですか。

A6 証明書の交付・申請は区役所、市民センター、連絡所で行えます。

なお、戸籍の届出（出生届・婚姻届等）は区役所、市民センターで行えます。

Q7 コンピュータ化後の戸籍には、全員記載されますか。

A7 現在の戸籍のなかで、死亡・婚姻・離婚等により除籍されている方は、コンピュータ化後の戸籍には記載されません。ただし、戸籍の筆頭者については、除籍されている場合であっても身分事項を除く、氏名・生年月日等は記載されます。

Q8 証明書を申請する際に必要なものに変更はありますか。

A8 コンピュータ化前後で必要なものに変更はございません。

Q9 コンピュータ化すると、本籍地以外の他の市町村でも戸籍の証明書が取得できますか。

A9 千葉市（本籍地）でのみ取得できます。（他の市町村では取得できません）

Q10 本籍地が千葉市中央区ですが、花見川区役所でも証明書の発行はできますか。

A10 本籍地が千葉市内であれば、千葉市内のいずれの区役所、市民センター、連絡所でも発行可能です。